

震災学習で**東日本大震災・原子力災害伝承館**等を訪れる
県内中学校(中学課程)の皆さまへ

バス経費の一部を補助します

〈補助対象期間〉**令和8年4月1日～令和9年3月31日までの催行**

※ 補助金申請の受付は先着順とし、期間内であっても予算がなくなり次第終了となります。

※ この事業は「東日本大震災子ども支援基金」を活用しています。

補助の条件と対象団体

■補助の条件

東日本大震災・原子力災害に関する学習を実施し、かつ伝承館に加え震災伝承施設や震災の復興状況を学習できる施設等を1か所以上の計2か所以上を行程に取り入れること。
震災学習の際、伝承館来館の前と後に「伝承館震災学習アンケート」を実施すること。

■補助の対象団体

福島県内の中学校（義務教育学校後期課程、特別支援学校中等部を含む）

補助の対象となるバスの補助額

■補助の対象となるバス

一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けている事業者のバス

■バス1台あたりの補助上限額

区 分 (補助対象団体の所在地)	補助上限額
浜通り	94,000円
中通り	115,000円
会 津	150,000円

- 1 補助金申請は**伝承館来館日の10日前までに申請**してください。
- 2 アンケートは「震災と復興を語り継げる人材育成支援事業事務局」のホームページから行ってください。
- 3 補助金交付額が予算額に達した場合は、その時点で受付終了となりますのでご了承ください。
受付終了後はキャンセル待ちといたします。

申請に関する お問い合わせ



〒963-0101 郡山市安積町日出山1-142-1
震災と復興を語り継げる人材育成支援事業事務局
電話 080-6033-2389
メールアドレス densho@higashi-denshokan.jp
受付時間：9:30～17:00（土・日・祝祭日・年末年始を除く）
実施主体：福島県生涯学習課

バス補助の要件

東日本大震災・原子力災害に関する学習を実施し、かつ伝承館に加え震災伝承施設や震災の復興状況を学習できる施設等を1か所以上行程に取り入れること（訪問先は計2か所以上）。
伝承館訪問の前後に「伝承館震災学習アンケート」を実施すること。

補助の対象となるバス

一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けている事業所のバス等

注意事項

- ※行程全体の内容が震災関連学習を主たる目的としていないことが明らかな場合、学校の教員以外が引率する場合は補助対象外となります。
- ※本補助金以外の補助金等を併用して交付を受けることは可能ですが、本補助金とそれ以外の補助金等との合計額がバス経費の総額を超えない範囲での交付となります。
- ※福島県が実施している他の補助金と併用して交付を受けることはできません。

必要書類と手続き

申請者

①補助金交付申請
来館の10日前まで
メールで申請

- 震災と復興を語り継げる人材育成支援事業(伝承館等バス補助)補助金交付申請書（様式第1号）
〈添付書類〉
 - ①行程表（任意様式）
 - ②バス経費の見積書の写し（バス事業者等が発行したもの）
 - ③本補助金以外の補助金等を併用する場合は当該補助金等の交付申請書又は交付決定書通知書の写し
- 震災と復興を語り継げる人材育成支援事業(伝承館等バス補助)補助金申請額計算書（様式第2号）

事務局窓口

②申請書の受付

④受領

補助金交付決定通知書

（予算の範囲内で補助金を交付します。また、補助金額が予算に達した場合は、その時点で新規受付は終了となります。）

③書類の審査

震災学習
来館前アンケート
実施

※交付決定後、申請内容に変更があった場合は、速やかに「震災と復興を語り継げる人材育成支援事業(伝承館等バス補助)補助金変更(中止)承認申請書(様式第3号)」を提出すること。

⑤完了報告
事業完了後速やかに
メールで提出

震災と復興を語り継げる人材育成支援事業
(伝承館等バス補助) 補助金完了報告書（様式第4号）

震災学習 来館後アンケート実施

⑥実績報告
事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は対象年度の3月31日のいずれか早い日までにメールで提出

- 震災と復興を語り継げる人材育成支援事業(伝承館等バス補助)補助金実績報告書（様式第5号）
〈添付書類〉
 - ①実際に催行された行程表（任意様式）
 - ②震災と復興を語り継げる人材育成支援事業(伝承館等バス補助)補助金申請額計算書(様式第2号)及びバス経費の請求書又は領収書又は実績額を証する書類の写し(バス事業所等が発行したもの)
 - ③本補助金以外の補助金等を併用する場合は、当該補助金等の実績報告書又は補助金等の額の確定通知書又は補助実績額を証する書類の写し
 - ④その他知事が必要と認める書類

⑦報告書の
受付

⑨受領

補助金の額確定通知書

（補助金確定額が交付決定額と同額の場合は省略）

⑧書類の審査

⑩補助金の請求

- 震災と復興を語り継げる人材育成支援事業(伝承館等バス補助)補助金交付請求書（様式第7号）
〈添付書類〉 金融機関名、口座番号、口座名義人カナの分かる書類（通帳の写し等）を必ず添付すること。

⑪請求書の
受付と審査

⑬補助金の受領

請求書の受付後に指定の口座へ振込

⑫補助金の支払い